

協議事項第2号 都道府県化以降の税率改定の方角性について

第3回納付金仮算定の結果(H29.8)

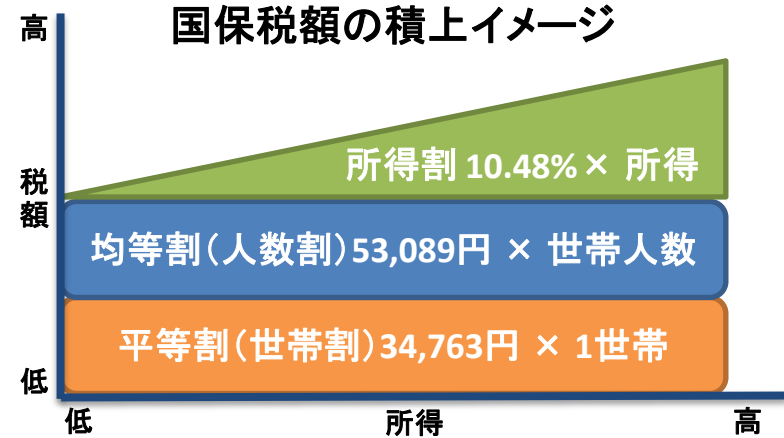
※H29に都道府県化したと仮定し、保険税率等がどう変わるのか検証

①現行保険税率との比較

法定限度額で積算

	現行保険税率			第3回標準保険料率		
	所得割率	均等割額	平等割額	所得割率	均等割額	平等割額
医療分	8.22	17,700	30,700	6.4	29,327	20,763
後期分	2.5	7,300	5,800	2.16	10,383	7,351
介護分	2.23	6,800	6,400	1.92	13,379	6,649
合計	12.95	31,800	42,900	10.48	53,089	34,763

(単位:%・円)



※仮に所得なしでも、均等割と平等割の負担あり。

②モデル世帯比較

a)夫婦2人世帯(所得233万円、介護有)

	現行保険税率				第3回標準保険料率			
	所得割	均等割	平等割	合計	所得割	均等割	平等割	合計
医療分	164,400	35,400	30,700	230,500	128,000	58,600	20,800	207,400
後期分	50,000	14,600	5,800	70,400	43,200	20,800	7,300	71,300
介護分	44,600	13,600	6,400	64,600	38,400	26,800	6,600	71,800
合計	259,000	63,600	42,900	365,500	209,600	106,200	34,700	350,500

b)夫婦2人世帯(所得なし、介護有)

	現行	標準	市町村
医療分	19,800	23,800	19,400
後期分	6,100	8,400	7,000
介護分	6,000	10,000	7,500
合計	31,900	42,200	33,900

- ◆ 所得階層や世帯構成、年齢により負担増と負担減が発生する
- ◆ 税率改定の際には、複数のモデル世帯を想定する必要があり、分析に時間が必要
- ◆ 税率改定は平成31年度に行い、平成30年度に税収不足が発生した場合は基金で対応する